

平成20年8月19日

各 位

会 社 名 大 日 本 印 刷 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 北 島 義 俊
(コード番号 7912 東証・大証第1部)
問 合 せ 先 広 報 室 長 八 木 一 郎
(TEL : 0 3 - 5 2 2 5 - 8 2 2 0)

株式会社インテリジェントウェイブ株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

大日本印刷株式会社（以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、株式会社インテリジェントウェイブ（コード番号：4847 JASDAQ 以下「対象者」といいます。）株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

当社は、平成20年8月19日開催の取締役会において、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場している対象者について、対象者を連結子会社化することを目的として、対象者普通株式128,369株（平成20年6月30日現在の対象者が保有する自己株式を除く全ての発行済普通株式246,782株に占める比率（以下「議決権比率」といいます。）の52.02%）の取得を上限、対象者普通株式82,452株（議決権比率の33.41%）の取得を下限とする公開買付けを実施することを決議しました。

当社グループは、「印刷事業」及び「清涼飲料事業」を行っております。このうち連結売上高の95.5%を占める印刷事業は、出版印刷、商業印刷、IPS（情報処理サービス）／ビジネスフォームを中心とした情報コミュニケーション部門、包装、住空間マテリアル、オプトマテリアル／産業資材を中心とした生活・産業部門、半導体用フォトマスクや、液晶ディスプレイ用カラーフィルターを中心とするエレクトロニクス部門の3つの事業部門で構成されています。上記の情報コミュニケーション部門のIPS（情報処理サービス）／ビジネスフォーム事業分野では、ICカードを中心とした様々なサービスを、いち早くまた広く市場に提供しております。さらには、情報のデジタル化と高度な情報システムが社会基盤となる中、ネットワーク化に対応したセキュリティ製品・サービスを提供し、使いやすいシステムで、より安心して情報管理を行いたいとする社会の要求に答えてまいりました。

一方で、対象者は、ネットワーク技術と金融システム、ネットワーク犯罪防止に特に強みをもつシステムインテグレーターとして事業を行っています。事業内容としては、クレジットカード会社

や銀行の基幹システムに多様な様式のカード決済情報を変換して送るシステムを提供するカードビジネスのフロント業務、ネットワーク犯罪防止技術を核としたシステム開発業務並びにデジタル情報へのアクセスを管理するセキュリティシステム業務を行っています。

当社と対象者は、当社の持つICカードを使った機器や設備へのアクセスを管理するセキュリティ技術と、対象者の持つ情報へのアクセスを管理するセキュリティ技術の融合により、より強固なセキュリティサービスを提供するため、業務の提携に関して検討を行ってまいりました。平成19年10月には、協同で金融機関を対象としたオフィスセキュリティのサービスを提供していくべく業務提携の発表を行い販売促進活動も協同で行っております。その成果として、平成20年3月にはクレジットカード会社である株式会社クレディセゾンの関西ユビキタス向けに統合セキュリティシステムを協同で開発することについて合意しております。

また、当該業務提携の検討過程で、両社の製品やサービスの提供による協業効果に加え、対象者の持つ情報セキュリティ技術やシステムインテグレーション力などのリソースが、当社の新技術の開発や製品・サービスのラインアップ強化に有効であり、今後市場拡大が見込める分野として当社が注力するセキュリティビジネスの業容拡大に大きく寄与すると判断し、平成19年11月より、資本提携（当社による対象者株式の取得）の検討を進めてきました。

今後当社は、対象者の持つネットワーク犯罪防止技術を更に発展させ、当社が提供しているインターネット上での取引与信代行サービスや、ICカードとの組み合わせによる効率的与信など、デジタルセキュリティ分野での業務拡大を行っていきます。

また、当社は対象者の持つカードのフロントサービスでの技術を利用し、信用管理・口座情報を中心とした、データ管理や活用のための仕組み提供、コンタクトセンター運営等、ビジネスプロセスのアウトソーシングへの業務拡大を行っていきます。さらに、当社は、現時点において、本公開買付け成立後、当社と対象者との間で取締役派遣を含む人的関係を構築することも視野に入れております。

対象者株式は、ジャスダック証券取引所に上場していますが、本公開買付けにおいては買付予定の株式数に上限（対象者普通株式128,369株。議決権比率の52.02%）を設定することにより、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持する方針です。

対象者の取締役会は、本公開買付けの買付価格その他の条件、安定した株主関係の構築のメリット、当社と対象者との間に生じるシナジー等を総合的に考慮し、本公開買付けは、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、平成20年8月19日、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。なお、対象者取締役会長の安達一彦氏は、対象者の筆頭株主であり特別利害関係人として、上記の決議には参加しておりません。

本公開買付けにおける買付価格である1株あたり29,740円は、フィナンシャルアドバイザーであるドイツ証券株式会社（以下「ドイツ証券」といいます。）から受領した株式価値算定書（以下「算定書1」といいます。）及び株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）から受領した株式価値算定書（以下「算定書2」といいます。）、さらに、対象者に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付

与されたプレミアムの水準、本公開買付け成立後における対象者の株式上場維持の方針等を総合的に勘案し決定したものです。当該価格は、平成20年8月18日までの過去3ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の終値の単純平均値20,510円（小数点以下四捨五入）に対して45.00%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であり、平成20年8月18日のジャスダック証券取引所における終値23,000円に対して29.30%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。なお、当社は、ドイツ証券及びKPMGより、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格が当社にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しています。

（2）本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無及びその事由

本公開買付けは、買付けの上限株式数を128,369株（対象者の発行済株式の総数に対する比率48.74%、議決権比率52.02%）としており、対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は、本公開買付けが成立した後も引き続き対象者の株式上場を維持する方針です。また、当社は、現時点においては、本公開買付けの後、対象者の株式を追加取得する予定はありません。

2. 買付け等の概要

（1）対象者の概要

（平成20年8月19日現在）

① 商 号	株式会社インテリジェント ウェイブ	
② 事 業 内 容	ソフトウェアの開発販売、保守サービス及びハードウェアの仕入販売等	
③ 設 立 年 月 日	昭和59年12月27日	
④ 本 店 所 在 地	東京都中央区新川一丁目21番2号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 山本 祥之	
⑥ 資 本 金	843百万円	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成19年12月31日現在)	安達 一彦 11.51% ジェーピーモルガンチエース シーアールイーエフ ジャステック レンディング アカウント 5.48% (常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行) 溝田 元一 2.13% 日本証券金融㈱ 1.46% インテリジェントウェイブ従業員持株会 1.22% ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリーティー クライアーツ 0.95% (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部) 日本生命保険相互会社 0.91% 中島 章智 0.81% 西野 秀樹 0.79% センチュリー・リーシング・システム(株) 0.77%	
⑧ 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。

	取引関係	当社は対象者に、アプリケーション開発、ソフトウェア保守及びコンサルティング業務を委託しております。また、当社は対象者から、対象者の開発パッケージ及び仕入パッケージの仕入れを行っております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成20年8月20日（水）から平成20年9月18日（木）まで（21営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成20年10月2日（木）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金29,740円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付けにおける買付価格である1株あたり29,740円は、第三者算定人であるドイツ証券が提出した算定書1及びKPMGが提出した算定書2を参考にして決定いたしました。

ドイツ証券は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向、本公開買付けの実行による将来的なシナジー効果等について検討を行った上で、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式（DCF方式）、市場株価平均方式及び類似会社比較方式の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書1によりますと、DCF方式では26,663円から32,150円、市場株価平均方式では19,781円から21,532円、及び類似会社比較方式では12,622円から16,609円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

また、KPMGは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向、本公開買付けの実行による将来的なシナジー効果等について検討を行った上で、DCF方式、市場株価方式及び類似会社比準方式の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書2によりますと、DCF方式では26,805円から31,014円、市場株価方式では18,480円から21,396円、及び類似会社比準方式では13,935円から17,437円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

なお、ドイツ証券及びKPMGが株式価値の算定において採用した事業計画は、対象者が平成20年8月19日にジャスダック証券取引所において公表した事業計画に基づいております。

当社は、本公開買付けにおける買付価格について、算定書1及び算定書2の算定結果を参考に、算定書2における算定結果の下限である13,935円から算定書2における算定結果の上限である31,014円のレンジの中で検討いたしました。さらに、対象者に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、本公開買付け成立後における対象者の株式上場維持の方針等を総合的に勘案した結果、平成20年8月19日の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株あたり29,740円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成20年8月18日までの過去3ヶ月間のジャスダッ

ク証券取引所における対象者の終値の単純平均値20,510円（小数点以下四捨五入）に対して45.00%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であり、平成20年8月18日のジャスダック証券取引所における終値23,000円に対して29.30%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

②算定の経緯

当社と対象者は、平成16年3月に両社の製品を組み合わせることを目的とした提携を行っています。平成17年7月からは、ICカードを利用したセキュリティシステムの共同開発をスタートし、あわせてセキュリティ分野やネットワーク認証分野などに関する業務提携の検討を開始いたしました。業務提携の可能性について具体的な検討を開始し協議を進めた結果、平成19年10月29日付けで、金融機関を対象として協同でセキュリティソリューションを提供していくための業務提携を行うことにつき合意しております。また、当該業務提携についての検討の過程で、両社の製品やサービスの提供による協業効果を確認することに加え、対象者の持つ情報セキュリティ技術やシステムインテグレーション力などのリソースが、新技術の開発や製品・サービスのラインアップ強化を通じて、今後市場拡大が見込める分野として当社が注力するセキュリティビジネスの業容拡大に大きく寄与すると判断し、平成19年11月より、資本提携（当社による対象者株式の取得）の検討を進めてきました。上記のとおり、当社及び対象者は、資本提携の検討を行った結果、両社の更なる事業成長及び事業基盤の強化を実現していく上で、資本提携を通じて双方がこれまで培ってきた経営資源を相互に有効活用していくことが最善の選択肢であるとの共通認識に至り、平成20年7月より資本提携の具体的な条件について、両社で協議してまいりました。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、ドイツ証券より算定書1を、KPMGより算定書2をそれぞれ平成20年8月18日付けで取得しております。ドイツ証券は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向、本公開買付けの実行による将来的なシナジー効果等について検討を行った上で、DCF方式、市場株価平均方式及び類似会社比較方式の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書1によりますと、DCF方式では26,663円から32,150円、市場株価平均方式では19,781円から21,532円、及び類似会社比較方式では12,622円から16,609円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

また、KPMGは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向、本公開買付けの実行による将来的なシナジー効果等について検討を行った上で、DCF方式、市場株価方式及び類似会社比準方式の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書2によりますと、DCF方式では26,805円から31,014円、市場株価方式では18,480円から21,396円、及び類似会社比準方式では13,935円から17,437円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

なお、ドイツ証券及びKPMGが株式価値の算定において採用した事業計画は、対象者が平成20年8月19日にジャスダック証券取引所において公表した事業計画に基づいております。

当社は、本公開買付けにおける買付価格について、算定書1及び算定書2の算定結果を参考に、算定書2における算定結果の下限である13,935円から算定書2における算定結果の上限である31,014円のレンジの中で検討いたしました。さらに、対象者に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、本公開買付け成立後における対象者の株式上場維持の方針等を総合的に勘案した結果、平成20年8月19日の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株あたり29,740円と決定いたしました。なお、当社は、ドイツ証券及びKPMGより、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格が当社にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しています。

また、対象者は、平成20年8月19日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。なお、対象者取締役会長の安達一彦氏は、対象者の筆頭株主であり特別利害関係人として、上記の決議には参加していません。

③算定機関との関係

ドイツ証券及びKPMGは、当社及び対象者のいずれの関連当事者にも該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した買付 予定数	②株式に換算した買付 予定の下限	③株式に換算した買付 予定の上限
株 券	128,369 株	82,452 株	128,369 株
新株予約権証券	－ 株	－ 株	－ 株
新株予約権付社債券	－ 株	－ 株	－ 株
株券等信託受益証券	－ 株	－ 株	－ 株
株券等預託証券	－ 株	－ 株	－ 株
合 計	128,369 株	82,452 株	128,369 株

(注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(以下「買付予定の下限」といいます。)である82,452株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

(注2) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」(以下「買付予定の上限」といいます。)である128,369株を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付期間中に新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転(以下「発行等」といいます。)される対象者の株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	128,369個	(買付け等後における株券等所有割合 51.71%)
対象者の総株主等の議決権の数	246,782個	

(注1) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母としております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第25期中半期報告書(提出日:平成20年3月26日)に記載された平成19年12月31日現在の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のある対象者の株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、対象者の第25期中半期報告書(提出日:平成20年3月26日)に記載された平成19年12月31日現在の発行済株式総数(263,400株)から同日現在の対象者が保有する自己株式数(16,618株)を控除した株式数に係る議決権の数(246,782個)に平成20年1月1日以降公開買付期間末日までに新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象会社株式に係る議決権の数(新株予約権731個の行使により発行等した又は発行等される可能性のある株式数1,462株に係る議決権1,462個)を加えた議決権の数(248,244個)として計算しております(そのため、「買付け等後における株券等所有割合」は、前記「1. 買付け等の目的」に記載されている議決権比率(52.02%)と、必ずしも一致いたしません。)。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注4) 本公開買付けにより、当社が対象者の議決権の過半数を所有することとなった場合、本公開買付けの決済の開始日である平成20年9月29日をもって、対象者は当社の連結子会社となる見込みです。

(7) 買付代金 3,817,694,060 円

(注) 「買付代金」は、株式に換算した買付予定の上限(128,369株)に1株あたりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成20年9月29日(月)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限(82,452株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定の上限(128,369株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限に満たない場合は、買付予定の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株(追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定の上限を超えることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限を超える場合は、買付予定の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株買付株数を減少させます。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員につきこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させます。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、公開買付期間末日の16時までに、応募受付けをした公開買付代理人又は復代理人の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 (その他の大和証券エスエムビーシー株式会社全国各支店)
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 (その他の大和証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに以下に記載の方法により返還します。

(イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)へ郵送します。

(ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人(又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止ま

る場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに、日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。本公開買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。米国における本人のための、裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日

平成20年8月20日(水)

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社(復代理人)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

当社は、対象者の持つネットワーク犯罪防止技術を更に発展させ、当社が提供しているインターネット上での取引与信代行サービスや、ICカードとの組み合わせによる効率的与信など、デジタルセキュリティ分野での業務拡大を行っていきます。

さらに、当社は対象者の持つカードのフロントサービスでの技術を利用し、信用管理・口座情報を中心とした、データ管理や活用のための仕組み提供、コンタクトセンター運営等、ビジネスプロセスのアウトソーシングへの業務拡大を行っていきます。また、当社は、現時点において、本公開買付け成立後、当社と対象者との間で取締役派遣を含む人的関係を構築することも視野に入れております。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、本公開買付けの結果を受けたのち、確定次第速やかに発表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社は対象者との間で、平成19年10月29日付けで、金融機関を対象として協同でセキュリティソリューションを提供していくための業務提携を行うことにつき、合意しております。

なお、上記業務提携における両社の具体的な役割は以下のとおりです。

- ① セキュリティ構築に必要な、全体のシステム・機器インテグレーションを両社で行う
- ② 当社は、SSFCに準拠したICカード社員証、ゲート・監視カメラなどのセキュリティ機器、オフィス什器、OA機器、関連ソフトウェアの提供と、それらの導入から運用に関するコンサルティングを行う
- ③ 対象者は、パソコン操作とネットワーク上のイベントの集中監視・制御や、ログの有機的な活用などを実現するシステムの提供と、導入から運用に関するコンサルティングを行う

上記業務提携の成果の一つとして、平成20年3月に、クレジットカード会社である株式会社クレディセゾンの関西ユビキタス向けに、ICカードと各種セキュリティ機器、システムなどを組み合わせた統合セキュリティシステムを開発することについて合意しております。

また、本公開買付けにつきまして、対象者は平成20年8月19日開催の取締役会において、賛同する旨を決議しております。なお、対象者取締役会長の安達一彦氏は、対象者の筆頭株主であり特別利害関係人として、上記の決議には参加しておりません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者による平成20年6月期連結決算短信の公表

対象者は、平成20年8月19日に、ジャスダック証券取引所において平成20年6月期連結決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

【損益の状況】

決算年月	平成20年6月期 (第25期)
売上高(千円)	6,695,829
売上原価(千円)	4,389,639
販売費及び一般管理費(千円)	1,888,480
営業外収益(千円)	56,449
営業外費用(千円)	70,260
当期純損益(千円)	△5,873

【1株当たりの状況】

決算年月	平成20年6月期 (第25期)
1株当たり当期純損益(円)	△23.80
1株当たり配当額(円)	500
1株当たり純資産額(円)	16,542.17

②対象者による事業計画の公表

対象者は、平成20年8月19日に、ジャスダック証券取引所において事業計画を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

- ※ このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身のご判断で申し込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に関してこれらに依拠することはできないものとします。
- ※ このプレスリリースには、対象者株式を取得した場合における事業展開の見通しを記載しておりますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。
- ※ 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。

以 上

平成20年8月19日

各 位

会 社 名 株式会社インテリジェント ウェーブ
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員
山 本 祥 之
(コード番号 4847 J A S D A Q)
問い合わせ先 取締役 専務執行役員 管理本部長
白 杉 政 晴
(TEL : 03-6222-7111 (代表))

当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、大日本印刷株式会社（コード番号：7912 東証第一部、以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する普通株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(平成20年8月19日現在)

(1) 商 号	大日本印刷株式会社
(2) 事 業 内 容	印刷事業、清涼飲料事業
(3) 設 立 年 月 日	明治27年1月
(4) 本 店 所 在 地	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 北島 義俊
(6) 資 本 金	114,464百万円
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成20年3月31日)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 6.26% 第一生命保険相互会社 4.95% ヒーロー アンド カンパニー（常任代理人 株式会 社三井住友銀行） 3.70% ユービーエス エーjee ロンドン アカウント ア イピービー セグリゲイテッド クライアント アカ ウント（常任代理人 シティバンク銀行株式会社） 3.35%

	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.27%
	株式会社みずほコーポレート銀行	2.18%
	日本生命保険相互会社	2.05%
	株式会社みずほ銀行	1.78%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505103（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行）	1.45%
	自社従業員持株会	1.43%
(8) 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社は公開買付者から、アプリケーション開発、ソフトウェア保守及びコンサルティング業務を受託しております。また、当社は公開買付者に対して、当社開発パッケージ及び仕入パッケージを販売しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成20年8月19日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、創業来培ってきたネットワーク技術を基盤として、主に金融業界向けに各種業務システムの構築を行ってきました。

特にクレジットカードのオンライン取引を支えるネットワークシステムの構築は、高い技術力による数多くの実績をもち、当社の技術的な基盤を構成する主要なものとなっています。もはや必要不可欠のインフラともいえるネットワークシステムの構築において、確固たる技術基盤と事業基盤を持つことが当社の強みといえます。

当社は、かかる技術基盤と事業基盤を背景にしてクレジットカードの不正使用を検知するシステムの開発や、内部情報漏洩を防止するシステムの開発へ業務を拡大しており、金融業界のみならず多種多様な業種業態へと事業領域を拡大しているところです。

当社の主な事業内容は次のとおりです。

カードビジネスのフロント事業

クレジットカードやATM（現金自動預入払機）又はキャッシュカードなど、オンラインで商取引の決済や現金の預払いを行う際には、カード会社や銀行と各店舗や端末機とを接続しカードの有効性や利用者の状況など各種の情報をシステム上で確認しています。

当社は、このようなネットワークの仕組みを提供するシステムの開発を行い、保守サービスの提供によって 24 時間 365 日停止することなく稼働し続ける体制を約束しています。

システムソリューション事業

LAN 上のクライアントサーバシステムを構築する基本技術によって、以下の業務を行っています。

- ・主に証券会社向けにトレーディング、ディーリングシステムの構築。
- ・各種の自社製ネットワークミドルウェア製品及び海外ミドルウェア製品の販売、保守。
- ・リアル店舗、バーチャル店舗に対してクレジット決済に必要な機能を安価に提供する自社製品の販売。

また、クレジットカードの不正利用を統計的に解析し、検知する自社製品「ACE Plus」を開発し、販売しています。

セキュリティシステム事業

いわゆる内部情報漏洩を防止するために、ネットワークと PC 端末双方を監視し、制御することによって堅牢な管理体制を構築できる自社製品「CWAT」の開発、販売を行っています。

「CWAT」は、ネットワーク上の情報セキュリティを強化するほか、入退室管理や事務機器の利用など物理的なセキュリティ強化を統合的に管理推進することができるツールとして、高い期待をもたれています。

また、「CWAT」製品に連携し、更に機能を強化する各種製品の販売を行っています。

「CWAT」製品以外にも、ロシア製のエンジンを使用したアンチウイルスソフト「ウイルスチェイサー」のダウンロード販売などを行っています。

一方で、公開買付者グループは、「印刷事業」及び「清涼飲料事業」を行っています。このうち連結売上高の 95.5%を占める印刷事業は、出版印刷、商業印刷、IPS（情報処理サービス）／ビジネスフォームを中心とした情報コミュニケーション部門、包装、住空間マテリアル、オプトマテリアル／産業資材を中心とした生活・産業部門、半導体用フォトマスクや、液晶ディスプレイ用カラーフィルターを中心とするエレクトロニクス部門の3つの事業部門で構成されています。特に情報コミュニケーション部門では、IPS（情報処理サービス）／ビジネスフォーム事業分野において、IC カードを中心とした様々なサービスを、いち早くかつ幅広く市場に提供しています。社会基盤としての情報のデジタル化と高度な情報システムが前提となるなか、使いやすいシステムでより安心な情報管理を行いたい、とする社会の要求に、ネットワーク化に対応したセキュリティ製品・サービスを提供することで応えています。

公開買付者と当社は、IC カードを使って機器や設備へのアクセスを管理するために公開買付者が保有するセキュリティ技術と、ネットワーク上の情報へのアクセスを管理するために当社が保有するセキュリティ技術の融合により、より強固なセキュリティサービスを提供することに関して検討を行ってきました。平成 19 年 10 月には、協同で金融機関を対象としたオフィスセキュリティのサービスを提供していく旨の発表¹も行い、販売促進活動も協同で行っています。その成果として、平成 20 年 3 月にはクレジットカード会社である株式会社クレディセゾンの関西ユビキタス向けに統合セキュリティシステムを開発することについて合意しています。

このような過程において、両社の製品やサービスの提供による協業効果に加え、当社の持つ情報セキュリティ技術やシステムインテグレーション技術力などのリソースが、公開買付者の新技術の開発や製品・サービスのラインアップ強化に有効であり、今後市場拡大が見込める分野として公開買付者と当社が注力するセキュリティシステム事業の業容拡大に大きく寄与すると判断されたため、平成 19 年 11 月より、資本提携の検討を進めることとなりました。

公開買付者と当社は、両社が保有する経営資源を相互に有効活用し、公開買付者との協力関係を通じて当社の事業を拡大する方策を幅広く追求することにより、中長期的な観点からもより一層当社の業績を向上させることができるとの認識の下、両社の協業体制を更に確実に推進するために、資本提携による関係の強化に基づく人的交流と情報共有の強化による迅速な意思決定を行うことで、事業機会を確実に獲得することを目的として強固な資本提携関係を構築することが必要と判断いたしました。

今後、公開買付者と当社は、当社の持つネットワーク犯罪防止技術を更に発展させたいえ、公開買付者が提供しているインターネット上の取引与信代行サービスや、IC カードとの組み合わせによる効率的与信サービスなど、デジタルセキュリティ分野での業容拡大へ向けた検討を進めていく予定です。

また、公開買付者は、本公開買付け成立後、公開買付者と当社との間で取締役派遣を含む人的関係を構築することも視野に入れております。

公開買付者は、第三者算定機関であるドイツ証券株式会社及び株式会社 KPMG FAS がそれぞれ公開買付者に提出した株式価値算定書を参考に、更に当社に対して実施した財務、法務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、本公開買付け成立後における当社の株式上場維持の方針等を総合的に勘案した結果、当社株式の買付等の価格（以下「買付価格」といいます。）を 29,740 円に決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格である 29,740 円は、平成 20 年 8 月 18 日までの過去 3 ヶ月のジャスダック証券取引所における終値の単純平均値 20,510 円（小数点以下四捨五入）に対して 45.00%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額に相当します。

当社取締役会は、本公開買付けにおける買付価格 29,740 円について、フィナンシャルアドバイザーである大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券エスエムビーシー」といいます。）より、当社の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付価格の妥当性を検討する

¹ http://www.iwi.co.jp/pdf/pdf_071029_1.pdf

平成 19 年 10 月 29 日付け 当社ホームページにて発表

際の参考資料として、当社の株式価値に関する「株式価値算定書」を取得しております。大和証券エスエムビーシーは、当社の株式価値の算定にあたり、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（DCF 法）、市場株価法の各手法を用いて算定を行いました。「株式価値算定書」によれば、DCF 法では 29,230 円から 34,327 円、市場株価法では 19,543 円から 21,532 円のレンジが、当社の株式価値の算定結果として示されておりました。なお、当社は、大和証券エスエムビーシーより本公開買付けにおける買付価格についての公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

当社取締役会は、平成 20 年 8 月 19 日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及び公開買付者の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。なお、当社取締役会長の安達一彦は、当社の筆頭株主であり特別利害関係人として、今回の決議には参加しておりません。

（３） 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無及びその事由

本書提出日現在、当社株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて、買付けの上限株式数を 128,369 株（当社の発行済株式の総数に対する比率 48.74%、議決権比率 52.02%）としており、当社の上場廃止を企図するものではなく、当社は、本公開買付けが成立した後も引き続き株式上場を維持する方針です。また、現時点においては、公開買付者による本公開買付け後の当社株式の追加取得は予定されておりません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 本公開買付けの概要について

添付書類 公開買付者の適時開示書類（「株式会社インテリジェントウェイブ株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）に記載のとおりです。

以上